

榎本 祐三 の 市政報告



はじめに

新型コロナウイルスの感染者数はオミクロン株の発生により、第6波の感染となり驚異的な感染が続きましたが、ここにきて緩やかな減少傾向となり、政府はまん延防止等重点措置を3月21日で全面解除したことは、皆様もご承知のことと思います。

しかしながら、感染者の数が減少傾向にあるとは言っても、毎日全国で3万人強の感染者が発生しており、死亡者も毎日100人程度発生していることを考えれば、私たち国民一人一人が今一度感染対策を徹底したうえで、日常生活することが求められていると思っています。

お隣の韓国では、一日の感染者が30万人を超えるという想像を絶する数となっており、オリンピック、パラリンピックを終えた中国においては、感染者数が増大してロックダウンされる都市も発生しているようです。

中国のような国の強権ではなく、国民の理解と協力で対応する日本の民主主義を高く評価したいと思ひますし、国の方針に従順に協力する国民の意識の高さにも感謝したいと思っています。

さて今回の定例市議会は、2月24日（木）～3月23日（水）の28日間で実施されました。新型コロナウイルスの対応で、質問時間の短縮や傍聴の制限等を実施したものとなりましたが、議会の機能を低下させることなく真摯に対応し、提出された議案は令和4年度の予算も含め慎重審議の結果、全てを原案どおり可決しました。

今回の市政報告は、前回の市政報告で紙面の都合でお話しできなかった「憲法問題」と今回の一般質問で実施した「都市計画道路」について報告したいと思います。

我が国の憲法

一介の地方都市の議員が、憲法について市政報告すること自体がおこがましいことかも知れませんが、海上自衛官として38年間国防の任に就き、当時から疑問に思っていたことを改めて整理してみたいと思ったしだいです。

私の考えとは異なった考えの方もおられると思いますが、いろいろな考えがありますので意見交換できたらと思っています。そのような意見交換が規制されることなく自由に実施できることが、民主主義の本旨であり、お互いの意見や考えを尊重して認め合うことが重要であると思っています。

我が国の憲法は、1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行されています。施行後75年になりますが、一字一句修正されていません。それは現行憲法は平和憲法であるとして、大切にしようとする方々の強い思いと、第2次世界大戦の敗戦国としての

立場と反省からか、憲法に関して論議することさえも避けてきたというのが実態ではなかったかと思っています。

そのために、国（領土、国民）を守る自衛隊（軍隊）が存在しても、憲法9条に抵触するとして、その存在を否定される国民も多く存在しましたが、現在では約9割の国民が自衛隊を認めています。

私が海上自衛隊に入隊した昭和39年3月ころには「税金泥棒」と言われたこともあり、国防と言う崇高な使命を自覚して入隊した者にとっては、とても残念で辛い思いをしたことを今でも鮮明に思い出します。

現実の世界の状況

私は前回の市政報告で、日本国憲法の前文に書かれている「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した。」という文言に違和感を持っていると言いました。

それは、世界中の国々で平和を愛していない国民はいないと思いますが、だからと言って彼らの公正と信義は信頼できるのだろうか、という疑問です。

さらには、我が国の安全と生存はこの公正と信義の上に成り立っているということです。第2次世界大戦が終わって、二度と戦争のない世界にするため国際連合（以下国連）ができ、国際間の協調、融和が進められてきたはずですが現実はどうでしょうか。

全ての国連加盟国が平和を愛する国で、その公正と信義が信頼できる保証があるなら、戦争や紛争は起きないはずですが、皆さんもご承知のとおり、第2次世界大戦後すぐに始まった朝鮮戦争を初めとして、今日のウクライナとロシアの戦争まで、戦火が消えることがなかったのが現実ではないでしょうか。

ウクライナとロシアの戦争から言えること

テレビでは、毎日のようにウクライナに侵攻したロシア軍と抵抗するウクライナ軍の戦況や、避難するウクライナ国民の状況、そして自国（領土、国民）を守ろうとするウクライナ国民の活動が報道されています。

このような現実を見る限り、私が指摘した日本国憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した。」との記述は、絵空事であると言えるのではないのでしょうか。

今回の戦争の発端がどこにあったのか検証する必要がありますが、瓦礫となった建物の前でウクライナのお年寄りが「私たちがロシアに何をしたというのですか。早く戦争を止めて下さい。」と泣きながら訴えていたのが印象的でした。

西側諸国が一般市民を殺戮するのは国際法違反と抗議しても、ロシア（プーチン大統領）は聞く耳を持ちません。今回の戦争の終戦後処理がどのようになるのかも不明ですが、国の安全と生存をこのような他人（他国）任せで良いはずはありません。

少なくとも国民が「自分たちの国は自分たちで守る。」と言ったウクライナの国民のように強い意思を堅持する必要があるのではないかと思います。

「平和憲法があるから日本は大丈夫、むしろ自衛隊が存在するから戦争になる。」と言ったような議論は、あまりにも無責任ではないかと思っています。

常任理事国と敵国条項

国連は第2次世界大戦の戦勝国でつくられたものであり、米、英、仏、露、中の戦勝国は、安全保障理事会の常任理事国として君臨し、議決に対する拒否権を有します。

したがって米、英、仏の資本主義国と露、中の社会主義国間でそれぞれの思惑から、今日まで幾度となくこの拒否権が発動されたことから、国連として一致した行動がとれておらず、各国の紛争等の解決にも十分機能していないと言えます。

日本は1952年（昭和27年）6月に国連加盟の申請をしましたが、当時のソ連の反対で承認されず、その後1956年（昭和31年）にようやく承認され、80番目の加盟国となっています。そして現在では、国連の運営・維持のための分担金も米国（22%）、中国（12%）に次いで8.5%を負担しています。ちなみにロシアは10番目にも入っていません。

一方で、第2次世界大戦の敗戦国であった日、独、伊は、国連憲章で敵国として規定されており、日本が強くこの条項の撤廃を求めています。今日まで具体的な削除はなされていません。それが世界に現実です。

期待したい憲法論議

今後行われる憲法論議では、今まで述べてきた日本国憲法の前文の不合理や自衛隊に対する不明確な位置づけなど、根本的な部分をしっかり議論してもらいたいと思っています。

少なくとも、国（国民、領土）を守るという崇高な使命のもと、生命の危険を顧みることなく厳しい任務に就いている自衛官が「税金泥棒」言われるようなことがないように、憲法上にもその存在を明確にさせていただけたらと思っています。

軍人（自衛官）が職務を遂行する上で必要なのは、国民からの強い信頼と畏敬の念であり、それが隊員の士気にも通ずるものであることを国民の皆様にはご理解いただきたいと思っています。

かつて海上自衛隊幹部候補生学校でクラウゼヴィッツの「戦争論」と言う本を読んだことがあります。その本の中で「戦争とは、他の手段による政治交渉の継続である。」と記述されていたことを思い出しています。

国と国の政治交渉には、背景に戦争と言う手段があり、軍事力・国力の強い国が有利になるという現実があることを改めて思い知らされたところです。

都市計画道路について

今回の一般質問は、館山市が抱える「都市計画道路」、「館山市営住宅」、「小学校区の再編協議」の3点について実施しましたが、この市政報告では「都市計画道路」についてお話ししたいと思います。

都市計画道路について質問することにしたのは、この種の事業には大きな予算が伴うことから、どのように進めているのか実態を把握する上で質したものです。

平成21年4月に制定された都市計画マスタープランに都市計画道路の整備と廃止の方針が示されましたが、平成25年10月の館山市都市計画道路整備プログラムでは、当該マスタープランに示された13路線は、交通需要の変化等を踏まえ整理した結果、8路線が廃止され、5路線が存続されることとなりました。

存続されることになった路線の中で、市民が関心を持っている2路線（船形館山線、青

柳大賀線) について質しました。

船形館山線(船形バイパス)

当該事業の取り組みは、平成 26 年 3 月から進められているものですが、既に事業開始から 8 年が経過しています。都市計画道路整備プログラムの「費用便益分析」によれば、事業費は 12 億 2300 万円、事業期間は平成 26 年から平成 33 年の 8 年間となっています。既に事業期間を過ぎようとしており、今後の見通しを質したものです。

事業認可期間が今年度末であることから、千葉県と事業の進捗状況等考慮した上で、延長する期間も含め、変更許可の協議を進めているとのことで、今後の予定については明示できないが、早期完成に向けて事業の推進に努めていきたいとのことでした。

船形バイパスは、地元住民からの強い要望があったからこそ進めているもので、74%の用地取得率をさらに向上させるよう、地元区長を初め当該地区出身の市長、県議にも協力を得るよう強く要望しました。

青柳大賀線

当該道路は、平成 4 年 3 月に都市計画決定され、平成 14 年 7 月に一部区間が供用開始されましたが、その後の取り組みについては全く進んでいません。当該道路については西岬地区連合区長会が「観光客の誘致や防災上の役割を果たすために必要である。」と、平成 23 年 6 月に早期整備を求める要望書を提出しているところですので、今後の見通しについて質しました。

第 4 次総合計画の後期基本計画では「事業中の都市計画事業の進捗状況を見極めながら整備計画の策定に取り組みます。」となっており、船形館山線(船形バイパス)の完成の後に取り組むことになるとは思いますが、事業費が約 44 億 1100 万円と見積もられており、国が 1/2、市が 1/2 の負担から市の負担が約 22 億円の事業となり、今後の財政運営を考えると容易にできる事業ではないと認識しています。

今後、さらに需要等を調査するものと思いますが、館山市が令和 9 年には財政調整基金が枯渇するという厳しい財政状況を予測すると慎重に進めることになるものと思います。

何れにしてもまちづくりは、それなりの財源の裏付けが必要であり、夢を語るのも必要ですが、地に足を着けた堅実な対応が望まれるのではないのでしょうか。市民に厳しいことをお願いすることも私達市政に携わる者の責務ではないかと思っております。

おわりに

今回の市政報告では憲法問題を取り上げましたが、私の一方的な考えですのでお気に障る方もおられたのではないかと思っております。しかし、今ウクライナでは多くの国民が無慈悲にも虐殺されている現実を見るにつけ、日本はこのままでよいのだろうかと思っております。

平和であることを否定する人はいないと思います。皆さん平和を望んでいるはずですが、しかし、今回のように突如として他国の軍隊が自国に攻めてくるといったことも現実なのです。平和を希求すれば平和が訪れるものではありません。平和を維持するためには自分たちの国は自分たちで守るという強い信念とそれに基づく軍事力、さらには同盟国と協調した強い集団安全保障の確保が国家の存亡には不可欠であると思っております。